【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

**第十九条の二の二**　法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える商業登記法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第十七条第三項 | その支店 | その従たる事務所 |
| 第二十一条第一項 | 商号 | 名称 |
| 第二十四条第一号 | 営業所 | 事務所 |
| 第二十四条第十三号及び第十四号 | 商号 | 名称 |
| 第二十七条 | 商号の登記 | 金融商品会員制法人の名称の登記 |
| その商号 | その名称 |
| 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。） | 主たる事務所 |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

**第十九条の二の二**　法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える商業登記法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第十七条第三項 | その支店 | その従たる事務所 |
| 第二十一条第一項 | 商号 | 名称 |
| 第二十四条第一号 | 営業所 | 事務所 |
| 第二十四条第十三号及び第十四号 | 商号 | 名称 |
| 第二十七条 | 商号の登記 | 金融商品会員制法人の名称の登記 |
| その商号 | その名称 |
| 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。） | 主たる事務所 |
| （削除） | （削除） |

（改正前）

（証券会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

**第十九条の二の二**　法第八十九条の十一に規定する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える商業登記法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第二十七条 | （新設） | （新設） |
| 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。） | 主たる事務所 |
| 係る営業所 | 係る主たる事務所 |

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（証券会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

**第十九条の二の二**　法第八十九条の十一に規定する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える商業登記法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二十七条 | 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。） | 主たる事務所 |
| 係る営業所 | 係る主たる事務所 |

（改正前）

（新設）